

- ・導入対象車両の事前登録に関する審査基準（GVW12t 超の天然ガス自動車のみ適用）

(1) 事前登録に係る情報の報告の提出書類及び記載内容に係る要件

自動車製作者が実施要領別表^(注2)の導入対象車両事前登録のための報告を行う場合は、表2第1欄の書類が提出されていることとし、これら提出書類の記載内容は同表第2欄の要件を満たしていることとする。

表2 導入対象車両事前登録のための報告時提出書類

1. 提出書類	2. 記載内容に係る要件
様式第1	代表者は、車両生産または販売管理に係る権限を有する役員がある場合は、当該役員の職・氏名の記載及び所管部門の公印でも可とする。その場合は、所掌を記載した組織図を添付すること。
<p>① 様式第2</p> <p>(道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2008.03.25】別添41(重量車排出ガスの測定方法)に基づく測定について同一のデータを用いて国土交通大臣に自動車型式指定申請または新型届出を行っている型式については、1件の報告に複数の型式を記入することができるものとし、様式第2の型式・名称欄及び対象車両の燃費欄以外の事項についてはこのうち販売実績又は販売計画等の観点から代表的な型式について記載できるものとする。)</p>	<p>(1) 都市間走行割合を95%として計算される燃費(CNG重量車燃費試験法^{注2)}の「9.燃料消費率の算定」における重量車燃料消費率の算定式により算定される値とする。以下同じ。)に相当するCO₂排出量^{注3)}(g/km)が、標準車両について同様に計算される燃費に相当するCO₂排出量^{注3)}を原則として10%^{注1)}以上削減するものであること。</p> <p>(2) 車両価格については、架装物その他の動力構造以外の仕様について標準的な仕様に係る定価又は基準となる価格で、全国において販売する場合には首都圏における価格であること。</p>
<p>② 対象車両の図面等構造が分かる資料(動力構造(パワートレイン)を示すもの。)(架装物その他の仕様について標準的な仕様と見なす理由を示すカタログ、販売実績データその他の説明資料を添付すること。)</p>	対象車両の架装物その他の仕様については標準的な仕様(生産台数が最も多く見込まれること、又は販売実績が最多販売帯にある仕様であること等により代表的なタイプと見なせるもの)
<p>③ CNG重量車燃費試験法^{注2)}別紙7の方法による都市内及び都市間走行燃料消費率の試験記録を記したCNG重量車燃費試験法^{注2)}付表1「燃料消費率の試験記録及び成績(CNG重量車)」の書面</p>	

④ 対象車両の標準的な仕様における標準価格を示す資料（ただしディーゼルまたはガソリンエンジン車のパワートレインを改造して天然ガス自動車となった場合を除く。）	カタログ、公表資料、その他販売部門において標準的な価格を定めた資料とする。
⑤ 対象車両の販売計画を示す資料	今後3年以上の継続した生産及び販売の計画があり、また、後継モデルも含めて増産による価格低減を目指す方針が示されていること。
⑥ 標準車両の基本仕様が分かる資料（製作事業者名、型式、名称、車両総重量、最大積載量、乗車定員を含む。）	
⑦ 標準車両の図面等構造が分かる資料（架装物その他の仕様について選定理由を記したカタログ、販売実績データその他の説明資料を添付すること。）	架装物その他の仕様については本表②において標準的な仕様と認めたものと同じか代替可能なタイプであること。
⑧ 標準車両の価格を示す資料（カタログ、公表資料、その他販売部門において標準的な価格を定めた資料。）	架装物その他の動力構造以外の仕様が本表⑦における仕様に係る定価もしくは基準となる価格で、全国において販売する場合には首都圏における価格であること。

注1) 改善率（百分率）は小数点以下第一位を四捨五入して判断することとする。

注2) 独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所が定める燃料消費率試験（CNG重量車）（TRIAS 99-020-1）

注3) CO₂排出量の算出における換算係数は、軽油 2.58kg-CO₂/L、天然ガス（都市ガス）2.23kg-CO₂/Nm³とする。（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成27年4月1日改正施行）別表第1）

（2）基準額の算定

一般財団法人環境優良車普及機構（以下「機構」という）は、1)の事前登録に係る車両情報の報告に基づき、実施要領別表第4欄の基準額を算定する。当該基準額は、計算結果について1,000円未満を切り捨てて算定する。

（3）事前登録及び登録情報の公表

機構は、本基準に基づく審査の結果、実施要領及び本基準の要件に適合することが確認された場合は、当該対象車両の情報及び前項により算定した基準額について交付規程別表に基づく事前登録を行い、当該事前登録の情報について機構が管理するインターネットホームページに掲載する方法で公表する。

（4）提出書類の審査等の役割分担について

環境省水・大気環境局長あてに提出された様式第1、及び様式第2については、天然ガス自動車及び標準車両の燃費についてのみ環境省水・大気環境局において審査を行い、当該審査結果及び天然ガス自動車及び標準車両の燃費以外の提出書類記載事項を環境省水・大気環境局より機構に通知し、機構においてその他の必要な審査を行う。

環境省水・大気環境局長 殿

報告者（自動車製作者）

住 所 〒

氏名又は名称

代表者^{注1)}の職・氏名

印

令和 2 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型ディーゼル
トラック等普及加速化事業）導入対象車両の事前登録に係る情報の報告

令和 2 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型ディーゼルトラック等普及加速化事業）補助対象車両について、低炭素型ディーゼルトラック等普及加速化事業実施要領（令和 2 年 4 月 1 日環水大自発第 2004014 号）別表に定める天然ガス自動車の補助対象車両の事前登録を受けたいため、別添の様式 2 のとおり報告します。

注 1) 代表者については、車両生産または販売管理に係る権限を有する役員がある場合には、当該役員の職・氏名の記載及び所管部門の公印でも可とする。その場合は所掌を記載した組織図を添付すること。

事前登録対象車両及び標準車両に係る情報

(件 / 件中)

項目		内容	
自動車製作者名			
型式・名称			
天然ガス自動車の燃料		CNGV / LNGV (いずれかに○)	
車両総重量		トン	
最大積載量		トン	
乗車定員		人	
車両価格(税別) ^{注1)}		円	
同等クラスの標準車両価格(税別) ^{注2)} との差額		円	
CNGV LNGV	導入車両の燃費	都市内走行燃料消費率:	km / Nm^3
		都市間走行燃料消費率:	km / Nm^3
	標準車両の燃費及び燃料 の種類 ^{注3)}	都市内走行燃料消費率:	km / L
		都市間走行燃料消費率:	km / L
		燃料の種類:	
販売計画			
自動車製作者 担当者連絡先		部署 :	
		ご担当者名 :	
		電話 :	
		メール :	
添付資料一覧(資料番号及び名称を記載)			

注1) 標準的な仕様(生産台数が最も多く見込まれること、又は販売実績が最多であること等により代表的なタイプと見なせるもの)における、標準的な価格(定価又は基準となる価格で、全国において販売する場合には、首都圏における価格)

注2) 補助対象車両と同規模、かつ、同等仕様で2015年度燃費基準に適合するディーゼルトラックの標準的な価格

注3) 標準車両について重量車燃料消費率試験方法(TRIAS 5-8-2010)に基づき計測された値を記載すること。